



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 マルシェ株式会社

代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 加藤 洋嗣  
(コード：7524、東証1部)

問 合 せ 先 人事総務部シニアマネージャー 桐村 宏樹  
(TEL：06-6624-8100)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 14 日開催予定の第 43 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行第 29 条第 2 項及び第 38 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、定款第 29 条第 2 項の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 28 条 (条文省略)	第 1 条～第 28 条 (現行どおり)
(取締役の責任免除) 第 29 条 (条文省略)	(取締役の責任免除) 第 29 条 (現行どおり)
2 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	2 当社は、 <u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

<p>第 30 条～第 37 条（条文省略）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第 38 条 （条文省略）</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 39 条～第 45 条（条文省略）</p>	<p>第 30 条～第 37 条（現行どおり）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第 38 条 （現行どおり）</p> <p>2 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 39 条～第 45 条（現行どおり）</p>
--	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 14 日（日）  
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 14 日（日）

以上